

岡山県税制懇話会報告書について

平成21年3月をもって、森林の保全に係る県民税（以下「おかやま森づくり県民税」という。）を課税することができる期間が満了するため、本年5月から岡山県税制懇話会において、おかやま森づくり県民税の必要性、使途事業及び税制度等について、ご審議いただきました。

去る11月13日、同懇話会から知事に対し、別添の報告書のとおり、今後におけるおかやま森づくり県民税のあり方についてご提言いただきましたので、報告いたします。

【報告書の概要】

1 おかやま森づくり県民税の検証・成果（平成16年度～19年度）

おかやま森づくり県民税は、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性にかんがみ、森林の保全に関する施策の一層の推進を図るため、全国に先駆けて導入されたものである。

税の使途については、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進を3つの柱として森林保全施策が展開されてきた。

その結果、奥地人工林の間伐や、平成16年の台風による風倒木被害地の復旧支援が促進され、6,400ha余りの森林の整備と再生が図られたほか、森林整備の担い手の育成や、県産材を使用した施設整備、延べ2万人の参加を得た県民参加の森づくりが行われるなど、大きな成果が得られた。また、平成20年4月1日現在、29の県が森林保全に関する超過課税を行うまでに広がり、波及効果が生じている。

2 おかやま森づくり県民税の必要性

人々の意識は、より快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する傾向にあり、森林が有する公益的機能に県民の期待はますます高まりつつある。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題となっているが、森林による二酸化炭素の吸収を促進するためには、森林の整備を加速させる必要がある。さらに、岡山県では、国を上回る目標を定めているが、これを達成するためには、なお一層、森林を適正に整備することが強く求められる。

一方で、木材価格の長期低落や担い手の減少などに加え、岡山県の92%を占める民有林は、手入れが行き届かず放置される傾向にあり、森林の荒廃が一層進行している。このため、森林が有する公益的機能が著しく低下しており、県民の生活に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

我々の生活にとってかけがえのない森林をより良い形で次の世代に引き継いでいくには、すべての県民が一体となって森林の保全に関する施策を一層推進していく必要があるが、おかやま森づくり県民税は、その貴重な財源として存続させるべきである。

3 使途事業の方向性

これまでの事業の成果や現状にかんがみ、今後とも①水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進の3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととする。

新たな対策としては、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域型事業の提案などが考えられる。

なお、国庫補助事業の実施にあたっては、必要な一般財源を確保することが原則ではあるが、諸般の事情を十分勘案しながら、必要最小限の事業に限定して、おかやま森づくり県民税の充当を検討する余地があるものと考えられる。

4 税制度のあり方

(1) 課税方式

森林の恩恵を受けているすべての県民と企業に理解と協力を求め、岡山県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものであることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(2) 税率

①平成20年4月1日現在、岡山県と同様の趣旨で29の県が県民税の超過課税を行っているところであるが、そのうち岡山県と同じ税率（個人：500円、法人：均等割額の5%）により課税しているものは、18であり、全体の半数を超えていること、②今後、行う必要がある事業に要する費用に相当する税収を確保できる見込みであることなどにかんがみると、税率を変更する必要はないものと考えられる。

(3) 課税期間

おかやま森づくり県民税は、「水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり事業」など、3に掲げる岡山県における特別な行政需要に充当するものであることにかんがみると、主要事業の実施期間を一つの目安として課税を行うこととすべきである。

なお、おかやま森づくり県民税を充当する事業の中核である間伐事業の計画期間が5年間とされていることを踏まえると、おかやま森づくり県民税の課税期間は、今後、5年間とすることが適当である。

5 基金のあり方

おかやま森づくり県民税は、普通税であるため、一般的には用途を限定することはできないが、森林の保全という特別な行政需要に要する費用に限定して充てることを明らかにするため、今後においても、一旦、おかやま森づくり県民税を基金に積み立てた上で事業を進めていくという現行の手法により、制度の趣旨を明らかにしていくことが適当である。

《 岡山県税制懇話会委員 》

- 会 長 岡本輝代志 (岡山商科大学商学部教授・商学部長)
副会長 石島 弘 (岡山商科大学大学院法学研究科教授)
委 員 井頭 昭子 (吉備国際大学非常勤講師)
" 桐野 宏司 (岡山経済同友会企業経営・環境委員長、瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長)
" 澤根みどり (税理士)
" 千葉 喬三 (岡山大学学長)
" 成田美和子 (岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長)
" 豆原 直行 (社団法人 岡山県木材組合連合会会長・院庄林業株式会社代表取締役)

《 検討の状況 》

- 第1回会議
開 催 日 : 平成20年5月22日 (木)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
- 第2回会議
開 催 日 : 平成20年7月8日 (火)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の必要性等について
- 第3回会議
開 催 日 : 平成20年10月2日 (木)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の今後の用途について
- 第4回会議
開 催 日 : 平成20年10月29日 (水)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の今後の用途について
・岡山県税制懇話会報告書骨子について
- 第5回会議
開 催 日 : 平成20年11月11日 (火)
主な議題 : ・岡山県税制懇話会報告書(案)について